

湖西市教育委員会規則第 6 号

湖西市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 7 年 5 月 28 日

湖西市教育委員会 教育長

松入 淳

湖西市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則

湖西市教育委員会公告式規則（昭和 31 年湖西市教育委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「（以下「規則等」という。）」を削る。

第 2 条の見出し中「等」を削り、同条中「規則等」を「教育委員会規則」に改める。

第 4 条を削る。

第 3 条中「規則等」を「教育委員会規則又は教育委員会の定める規程」に改め、「当該規則等に」を削り、同条を第 4 条とし、第 2 条の次に次の 1 条を加える。

（規程の公表）

第 3 条 教育委員会規則を除くほか、教育委員会の定める規程を公表するときは、番号、年月日、公表の旨の前文、教育委員会名及び教育長名を記入して、教育長印を押印するものとする。

2 前条第 3 項の規定は、前項の規程について準用する。

本則に次の 1 条を加える。

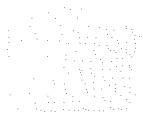
（告示及び公告の公表）

第 5 条 第 2 条第 3 項及び第 3 条第 1 項の規定は、教育委員会の発する告示及び公告について準用する。

2 前項の告示及び公告は、特に施行期日を定めるもののほか、公表の日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。



昭和二十二年四月二十二日
公布